

## 乳用後継牛緊急確保事業実施要領

平成 29 年 4 月 28 日付け 29 農畜機第 612 号承認  
平成 29 年 4 月 28 日付け中酪（業務）発第 66 号  
一部改正 平成 30 年 5 月 15 日付け 30 農畜機第 1069 号承認  
一部改正 平成 30 年 5 月 15 日付け中酪（業務）発第 78 号

我が国の酪農は、高齢化等により酪農家戸数や飼養頭数が減少等するなど、生産基盤の弱体化が進行しており、生産コストの増加や国内消費の減退による先行き不安等から、経営収支の悪化や生産意欲の低下が懸念されている。

このような中で、酪農家の生産意欲を喚起し、飼養頭数や生乳生産の減少を食い止めるとともに、経営の多角化・高度化を実現するためには、生産者集団等が行う地域の創意工夫を生かした取組を支援する必要がある。

このため、一般社団法人中央酪農会議（以下「中央酪農会議」という。）は、生産者集団等が行う酪農生産基盤の強化を図るための取組に対し、酪農経営支援総合対策事業実施要綱（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 農畜機第 5575 号。以下「要綱」という。）に基づき、補助することとし、地域の実情に応じて生産者集団等が行う後継牛を確保するための取組、育成牛の事故率を低減するための取組、乳用牛の供用期間の延長を支援するための取組、地域の担い手となる後継者等の確保のための取組、地域内での乳用牛の円滑な継承のための取組、地域内での乳用育成牛の流通を促進するための取組、猛暑等にも対応可能な繁殖・飼養・衛生管理技術の向上等のための取組等に対して支援することにより、もって酪農生産基盤の維持及び強化に資するものとする。

本事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成 15 年 10 月 1 日付け 15 農畜機第 48 号－1。以下「畜産業振興事業の実施について」という。）、「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成 26 年 3 月 31 日付け 25 農畜機第 5376 号）及び要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

### 第 1 事業の内容

中央酪農会議は、第 2 の 3 の（1）に規定する生産者集団、農業協同組合、農業協同組合連合会、畜産業の振興に資する事業を行う一般社団法人もしくは一般財団法人又は中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）

に基づく事業協同組合（以下「生産者集団等」という。）が、乳用牛確保計画に基づいて、後継牛の確保及び乳用牛の産次の延長を図るために1及び2の取組を実施するのに要する経費について補助するものとする。

#### 1 後継牛確保のための環境整備

##### (1) 後継牛確保対策の推進

後継牛を確保するため、次の取組を実施し、酪農経営体又は乳用牛育成経営体（乳用子牛を一定期間飼養し、育成する経営をいう。以下同じ。

以下総称して「酪農経営体等」という。）に対する支給又は貸付け

ア 牛舎の増改築を行うための資材、カーフハッチ及び子牛の事故防止のための機器の共同購入又はリース会社からの借受け

イ 簡易牛舎及び哺乳ロボットの整備又はリース会社からの借受け

##### (2) 飼養環境の改善

乳用牛の衛生的で健康及び快適な飼養環境の確保のため、牛舎の環境改善を行う場合の飼養管理資材を共同購入し、又はリース会社から借受け、酪農経営体等に対する支給又は貸付け

##### (3) 暑熱対策の推進

暑熱の低減を図るため、酪農経営体等に対する技術研修会の開催、暑熱対策を行う場合の資材又は暑熱対策機器を共同購入し、又はリース会社から借受け、酪農経営体等に対する支給又は貸付け

##### (4) 供用期間の延長支援

乳用牛の供用期間の延長を図るため、酪農経営体が所有する分娩準備牛に対する削蹄又は乾乳期における乳房炎治療の実施

##### (5) 後継者の経営基盤の強化

ア ホルスタインの初妊牛を購入し、酪農経営の後継者又はその後継者が属する酪農経営体に対する貸付け

イ 次の取組を実施し、酪農経営又は乳用牛育成経営（以下「酪農経営等」という。）の後継者又はその後継者が属する酪農経営体等に対する支給又は貸付け

(ア) 牛舎の増改築を行う場合の資材の共同購入又はリース会社からの借受け

(イ) 簡易牛舎の整備又はリース会社からの借受け

##### (6) 乳用牛の円滑な継承の推進等

ア 乳用牛の円滑な継承の推進

生産者集団等における乳用牛頭数を維持するため、生産者集団等内で生乳の出荷を中止又は経営規模を大幅に縮小する酪農経営体等の乳用牛を同一の生産者集団等内で継承した場合における当該継承を受けた酪農

経営体等に対する奨励金の交付

イ 乳用育成牛の地域内流通の促進

乳用育成牛（12 か月齢以下の乳用牛をいう。以下同じ。）の地域内流通を促進するため、同一の生産者集団等内の酪農経営体等から乳用育成牛を導入した場合における酪農経営体に対する奨励金の交付

2 乳用育成牛の事故率の低減

乳用育成牛の呼吸器系又は消化器系の疾病を予防するため、酪農経営体等が所有する乳用育成牛に対するワクチンの接種

第2 事業の実施

1 乳用牛確保計画の策定

生産者集団等は、第1の1及び2のいずれかの取組を実施する内容の別紙様式第1号の乳用牛確保計画（以下「乳用牛確保計画」という。）を策定し、一般社団法人中央酪農会議会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。これを変更した場合も同様とする。

2 酪農後継者営農計画の整備

生産者集団等は、第1の1の（5）の取組を実施する場合は、別紙様式第2号の酪農後継者営農計画を整備するものとする。

3 事業の要件

（1）生産者集団

生産者集団は、3者以上の酪農経営体等から構成され、次に掲げる事項の全てを内容とする規約を有するものとする。ただし、第1の2の事業の実施に当たっては、ウを家畜の防疫に関する事項に読み替えることができるものとする。

ア 生産者集団の目的、名称、事務所の所在地、代表者及び構成員に関する事項

イ 生産者集団の運営に関する事項

ウ 生乳生産の振興に関する事項

エ その他生産者集団の目的の達成に必要な事項

（2）後継牛確保対策の推進

ア 第1の1の（1）の事業の実施に当たって、生産者集団等は、1に規定する後継牛を確保するための計画を作成し、増改築を行う牛舎、共同購入するカーフハッチ、子牛の事故防止のための機器及び整備する簡易牛舎並びに哺乳ロボットについて、計画上の位置付けを明確にするものとする。

イ 第1の1の（1）の事業において、増改築を行う牛舎又は簡易牛舎の

乳用牛1頭当たりの面積は15㎡を上限とする。

(3) 供用期間の延長支援

第1の1の(4)の事業において、対象となる分娩準備牛は、月齢が48か月齢超から84か月齢までのものとする。

(4) 後継者の経営基盤の強化

ア 第1の1の(5)の事業において、対象となる酪農経営等の後継者は、次の要件を全て満たす者とする。

(ア) 現経営主の後の経営主に就任することを予定し、当該酪農経営等に就農しており、今後5年以上酪農業(乳用牛の育成を含む。以下同じ。)に従事することについての強い意志を有していること。

(イ) 酪農業を主業とし、酪農業への従事日数が過半以上であること。

イ 第1の1の(5)のアの事業において、初妊牛の貸付けを行う場合は、1後継者当たり10頭を上限とし、貸付期間は、導入後36か月以上とする。

ウ 第1の1の(5)のイの事業において、増改築を行う牛舎又は簡易牛舎の乳用牛1頭当たりの面積は、19㎡を上限とし、簡易牛舎の面積は実施から5年後の増頭見合いを上限とする。

(5) 乳用牛の円滑な継承の推進等

ア 乳用牛の円滑な継承の推進

第1の1の(6)のアの奨励金交付の対象となる乳用牛は、月齢が12か月齢超から72か月齢までであって、当該牛の継承を受けた酪農経営体等が1か月以上飼養したことが確認できるものとする。

イ 乳用育成牛の地域内流通の促進

第1の1の(6)のイの奨励金交付の対象となるのは、乳用育成牛であって、当該牛を導入した酪農経営体が1か月以上飼養したことが確認できるものとする。

(6) 乳用育成牛の事故率の低減

第1の2の事業の対象となるのは、生産者集団等が策定した乳用育成牛に対するワクチンプログラムに基づき、実施されたものとし、ワクチンの接種回数は1頭当たり2回を上限とする。

なお、対象となるワクチンの種類は、乳用育成牛における呼吸器系又は消化器系の疾病の予防に資するものとし、異常産予防ワクチンは対象外とする。

また、国及び独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)の他の事業において補助金等の交付を受けているものは対象外とする。

4 取得物件及び初妊牛の管理等

生産者集団等は、第1の1の(1)から(3)及び(5)のイの事業により共同購入、整備又はリース会社から借受けた資材等(以下「取得物件」という。)及び第1の1の(5)のアの事業により購入した初妊牛(以下「初妊牛」という。)の管理等は次のとおり行うものとする。

(1) 完了検査の実施

生産者集団等は、実施年度中に取得物件の設置及び初妊牛の導入に係る完了検査を行うものとする。

(2) 会計処理

生産者集団等(代表者)は、補助金の収支、資産管理等の会計処理を行うものとする。

(3) 管理利用規程等の整備

生産者集団等は、取得物件及び初妊牛の管理に当たっては、管理利用規程並びに別紙様式第3号の乳用後継牛緊急確保事業物品等管理台帳を整備するものとする。

(4) 貸付契約の締結

生産者集団等は、取得物件を構成員(生産者集団等に属する酪農経営体等をいう。以下同じ。)が管理利用する場合であって、貸付けを行う場合及び初妊牛を構成員に貸付ける場合は、構成員との間で貸付契約を締結するものとする。

(5) リース契約の締結等

生産者集団等は、取得物件をリース会社から借受ける場合は、リース会社とリース契約を締結するものとする。

なお、この場合にあつては、リース会社から借受けた物件(以下「リース物件」という。)については、本事業により取得した財産とみなすものとし、リース物件の処分にあつては、生産者集団等は、畜産業振興事業の実施について15の(4)の規定に基づき行うものとする。

5 リース物件の補助

(1) 中央酪農会議は、生産者集団等が4の(5)の規定によりリース会社から物件を借受ける場合、リース物件の本体価格(工事費等の施工経費、消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。)から譲渡額を差し引いた額(以下「基本貸付料」という。)の2分の1以内について、生産者集団等に対して補助するものとする。ただし、国及び機構の他の事業において補助金等の交付を受けているものは対象外とする。

(2) 生産者集団等は、中央酪農会議から補助金の交付を受けた場合は、速やかにリース会社に対して、補助金相当額を基本貸付料の一部として支払うものとする。

(3) リース会社は、附加貸付料を定めるに当たっては、中央酪農会議から基本貸付料の一部が補助されることから、資金調達にかかる金利相当分を低減する等、この事業の趣旨を踏まえ、極力、低廉な額とするよう努めるものとする。

#### 6 補助金の返還

中央酪農会議は、第1の1の(5)の補助を受けた後継者が次のいずれかに該当する場合は、交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(1) 3の(4)のアの(イ)の要件に反し、適切な就農をしていないと判断された場合

(2) 病気、事故等のやむを得ない事由以外により、事業を実施した年度の翌年度から起算して5年以内に酪農経営等を中止した場合

(3) 虚偽の申請を行った場合

#### 7 後援名義

生産者集団等は、この事業により技術研修会等の資料を作成した場合は、原則として事業名及び「独立行政法人農畜産業振興機構後援」名義を付すものとする。

#### 8 事業の実施期間

この事業の実施期間は、平成30年度とする。

### 第3 事業の推進指導等

1 生産者集団等は、中央酪農会議及び都道府県の指導の下、関係団体等との連携に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとし、構成員に対する適切な指導を行うものとする。

2 生産者集団等は、この事業の実施に当たっては、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知)に基づき、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとし、また、その構成員に対して指導するものとする。ただし、構成員がGAP取得チャレンジシステムと同等以上の水準の取組を実践する場合は、この限りでない。

3 生産者集団等は、配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、この事業に参加しようとする酪農経営等を営んでいる者であって、配合飼料を利用し平成29年度に「配合飼料価格安定対策事業実施要綱」(昭和50年2月13日付け50B第302号農林事務次官依命通知)に定める「配合飼料価格安定基金」が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約(以下「契約」という。)の締結をしている場合、引き続き平成30年度に

において契約をしていることを確認するものとする。

#### 第4 中央酪農会議の補助

中央酪農会議は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、生産者集団等が第1に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

#### 第5 補助金交付の手續等

##### 1 補助金の交付申請

生産者集団等は、補助金の交付を受けようとする場合は、乳用牛確保計画と合わせて、会長が別に定める期日までに、別紙様式第4号の乳用後継牛緊急確保事業補助金交付申請書（以下「補助金交付申請書」という。）を会長に提出するものとする。

##### 2 事業の変更承認申請

生産者集団等は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第5号の乳用後継牛緊急確保事業補助金交付変更承認申請書を会長に提出し、その承認を受けるものとする。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 事業費の30パーセントを超える増減

(3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

##### 3 補助金の概算払

(1) 会長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として概算払をすることができるものとする。

(2) 生産者集団等は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第6号の乳用後継牛緊急確保事業補助金概算払請求書を会長に提出するものとする。

##### 4 事業の実績報告

生産者集団等は、事業を完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに別紙様式第7号の乳用後継牛緊急確保事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）を会長に提出するものとする。ただし、第1の1の(4)又は2を含む取組を行った場合にあっては、会長が別に定める日までとする。

#### 第6 運営状況等の報告

- 1 生産者集団等は、第1の1の(5)の事業の対象となる酪農経営等の後継者について、別紙様式第8-1号の乳用後継牛緊急確保事業運営状況報告書を事業を実施した年度の翌年度から起算して5年間、会長に提出するものとする。
- 2 構成員は、生産者集団等から借り受けた物件（リース物件を含む。）のうち、50万円以上のもの（以下「取得財産」という。）及び第1の1の(5)のアの事業により借り受けた初妊牛（以下「借受初妊牛」という。）並びに第1の1の(1)のア又は(5)のイの事業により増改築を行った牛舎（以下「増改築牛舎」という。）に係る管理報告書を、事業を実施した年度の翌年度から起算して5年間（借受初妊牛にあつては4年間）、生産者集団等に提出するものとする。
- 3 生産者集団等は、2の管理報告書を取りまとめの上、自らが管理利用する取得財産及び増改築牛舎と合わせて、別紙様式第8-2号の乳用後継牛緊急確保事業運営状況報告書を作成し、事業を実施した年度の翌年度から起算して5年間（借受初妊牛にあつては4年間）、会長に提出するものとする。

#### 第7 取得財産の貸付け等の取扱い

- 1 取得財産に係る貸付契約を締結する場合の貸付期間は、独立行政法人農畜産業振興機構の実施する補助事業により取得した財産の処分制限期間（平成16年4月8日付け16農畜機第123号）に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）が10年未満のものにあつては70%（1年未満の端数切捨て）まで、10年以上のものにあつては60%（1年未満の端数切捨て）まで短縮できるものとする。
- 2 リース物件に係るリース契約を締結する場合のリース期間は、次のいずれかの方法により定めるものとする。
  - (1) リース期間終了後に取得物件の所有権を移転する場合  
リース物件のリース期間は、処分制限期間が10年未満のものにあつては70%（1年未満の端数切捨て）まで、10年以上のものにあつては60%（1年未満の端数切捨て）まで短縮できるものとする。
  - (2) リース期間終了後にリース物件の所有権を移転しない場合  
リース物件のリース期間は、処分制限期間とする。
- 3 生産者集団等は、1の規定により貸付期間又は2の(1)の規定によりリース期間を短縮する場合は、取得財産又はリース物件の処分制限期間において、借受者の構成員が引き続き管理利用し、補助条件を継承する場合に限り、当該構成員に取得財産又はリース物件を譲渡できるものとする。
- 4 生産者集団等は、3の規定により取得財産又はリース物件を譲渡しようと



する場合は、会長を通じてあらかじめ独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「機構理事長」という。）の承認を受けるものとする。

## 第8 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 生産者集団等は、会長に対して補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

- 2 生産者集団等は、1のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 生産者集団等は、1のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第9号の乳用後継牛緊急確保事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに会長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を中央酪農会議に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は消費税等相当額がない場合（生産者集団等の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。）であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により会長に報告しなければならない。

## 第9 帳簿等の整備保管等

### 1 帳簿の整備保管

生産者集団等は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとする。ただし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

## 2 事業実施状況の聴取等

会長は、この要領に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、生産者集団等に対し調査し又は報告を求めることができるものとする。

## 第10 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、会長が別に定めることができるものとする。

### 附 則（平成29年4月28日付け中酪（業務）発第66号）

- 1 この要領は、機構理事長の承認のあった日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 酪農生産基盤強化事業実施要領（平成28年6月3日付け中酪（業務）発第82号）第1の1の（2）及び同3から5、酪農生産基盤確保・強化緊急支援事業実施要領（平成27年5月11日付け中酪（業務）発第58号）第1の1、3から5、酪農生産基盤維持緊急支援事業実施要領（平成26年4月8日付け中酪（業務）発第14号）第2の1の（1）、（3）から（5）並びに酪農生産基盤回復緊急支援事業実施要領（平成25年4月16日付け中酪（業務）発第26号）第2の1の（2）の規定により取得した財産を生産者集団等が構成員に貸付ける場合の取扱いについては、第7の規定を適用するものとする。

### 附 則（平成30年5月15日付け中酪（業務）発第78号）

- 1 この要領の改正は、機構理事長の承認のあった日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
- 2 平成29年度までに終了した事業については、この要領による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

## 別表

事業の種類	補助対象経費	補助率又は額
1 後継牛確保のための環境整備	<p>(1) 後継牛確保対策の推進</p> <p>ア 牛舎の増改築を行う場合の資材、カーフハッチ及び子牛の事故防止のための機器の共同購入又はリース会社からの借受けに要する経費</p> <p>イ 簡易牛舎及び哺乳ロボットの整備又はリース会社からの借受けに要する経費</p> <p>(2) 飼養環境の改善</p> <p>畜舎の環境改善を行う場合の飼養管理資材の共同購入又はリース会社からの借受けに要する経費</p> <p>(3) 暑熱対策の推進</p> <p>技術研修会の開催、暑熱対策を行う場合の資材及び暑熱対策機器の共同購入又はリース会社からの借受けに要する経費</p> <p>(4) 供用期間の延長支援</p> <p>削蹄又は乳房炎治療等の実施に要する経費</p> <p>(5) 後継者の経営基盤の強化</p> <p>ア ホルスタインの初妊牛の導入に要する経費</p>	<p>1/2以内(リース会社から借受ける場合は基本貸付料の1/2以内)</p> <p>1/2以内(リース会社から借受ける場合は基本貸付料の1/2以内)</p> <p>ただし、哺乳ロボットの整備に要する経費は1/3以内(リース会社から借受ける場合は基本貸付料の1/3以内)</p> <p>1/2以内(リース会社から借受ける場合は基本貸付料の1/2以内)</p> <p>1/2以内(リース会社から借受ける場合は基本貸付料の1/2以内)</p> <p>1頭当たり1千円以内</p> <p>1頭当たり50千円以内</p>

事業の種類	補助対象経費	補助率又は額
2 乳用育成牛の 事故率の低減	イ 牛舎の増改築を行う場合の資材の共同購入及び簡易牛舎の整備又はリース会社からの借受けに要する経費	1/2以内(リース会社から借受ける場合は基本貸付料の1/2以内)
	(6) 乳用牛の円滑な継承の推進等	
	ア 乳用牛の継承を受けた酪農経営体等に対する奨励金の交付に要する経費	1頭当たり32千円以内
	イ 乳用育成牛を導入した酪農経営体に対する奨励金の交付に要する経費	1頭当たり32千円以内
	乳用育成牛へのワクチン接種に要する経費	1頭1回当たり1千円以内